

## 平成27年度 第3回 千葉市社会教育委員会議事録

1 日 時：平成28年3月25日（金）午前10時00分から正午まで

2 場 所：千葉ポートサイドタワー 12階 第二会議室

3 出席者：（委員）

岩切裕委員、小川直哉委員、小椋政子委員、片桐美和子委員、金田榮弘委員、上妻陽子委員、高塚隆委員、長澤成次委員、西川明委員、松波真由美委員、吉井博委員

（事務局）

大崎賢一生涯学習部長、増岡忠生涯学習振興課長、平岡芳和生涯学習振興課長補佐、藤代邦彦生涯学習班主査、丘本新生涯学習班主任主事、永野瑞枝生涯学習班主事

### 4 議 題

- (1) 議長・副議長の選出
- (2) 公民館のあり方について
- (3) その他

### 5 議事の概要

- (1) 議長・副議長の選出  
委員の互選により、西川委員が議長に、長澤委員が副議長に選出された。
- (2) 公民館のあり方について  
公民館への指定管理者制度の導入について、事務局から説明があり、委員により審議が行われた。
- (3) その他  
次回会議は4月に開催することとし、別途日程を調整することとした。

### 6 会議経過

- ・議事に先立ち、事務局から委員及び職員の紹介、資料確認、会議の成立（12人中11人出席）・公開、会議録の承認方法等について説明・報告がなされた。

- (1) 議長・副議長の選出  
委員の互選により、西川委員が議長に、長澤委員が副議長に選出された。
- (2) 公民館のあり方について  
公民館への指定管理者制度の導入について、事務局から説明があり、委員により審議が行われた。

- (1) 議長・副議長の選出

（西川議長）それでは議題（2）「公民館のあり方について」、事務局より説明をお願いします。

（増岡生涯学習振興課長）資料1「社会教育委員会議における公民館のあり方に係る審議状況」をご覧ください。

社会教育委員会議では、平成24年度から公民館のあり方について審議・検討を行

っており、事務局からの説明に対し、よりよい公民館を目指す観点で審議・検討のご意見をいただき、有用なご意見をあり方（案）に取り入れるという方式で、計6回の審議を行ってまいりました。

内容について、時間が限られておりますので概要のみ説明させていただきます。

1ページをご覧ください。平成24年度第2回社会教育委員会議におきましては、千葉市全体の指定管理者制度に関する考え方及び公民館に導入した場合に期待される効果等を説明いたしました。

これにつきましては、「千葉市の財政事情が厳しいので、施設の有料化はやむを得ないが、利用料金を取る場合は、金額や用途については利用者が納得できるようにしていただきたい。」等のご意見をいただきました。

続いて、2回目の会議となる平成24年度第3回会議では、千葉市における指定管理者の指定の流れ及び導入後のチェック体制を説明し、制度導入後も市が公民館の管理運営に責任を持ち続けることを説明いたしました。

これに対しては、「持続可能な公民館を目指してもらいたい。そのためにはモニタリングが重要であると思う。」等のご意見をいただいております。

続きまして3回目の会議です。次のページをご覧ください。

平成25年度第1回会議では、千葉市の人口動態、財政状況、市民アンケート結果等の具体的なデータにより、公民館の管理運営も含めた本市行政を取り巻く厳しい現状を示し、今後、学びを通じた地域づくりの拠点施設として公民館がよりよいものとなっていくためには、専門性や実績を有する教育振興財団が管理運営を行うことは有力な方策であり、その実現のためには非公募で指定管理者制度を活用する必要があることを説明いたしました。

これに対しては、「指定管理者制度の導入はやむを得ないということは理解できた。」「高齢化が進む中、有料化をしたら、高齢者が気軽に使うことができる、仲間とつながることができる施設として、公民館を使うことができなくなってしまうと思う。」等の意見をいただきました。

第4回目の会議は、平成25年度第2回会議で、ここでは、指定管理者制度を活用し、教育振興財団に公民館の管理運営を行わせる目的は、財団の有する専門性を生かし、公民館を将来にわたり学びを通じた地域づくりの拠点施設として維持、発展させることであり、具体的には「学習機会の提供」「地域人材の育成・団体活動の支援」「施設の提供」という3つの重要な要素を充実させたい旨を説明いたしました。

これに対しては、「公民館の今後の方向性についてはそのとおりである。」「公民館の学習活動を継続させるには、次世代のボランティアを育成するための講座の充実が必要である。」などのご意見をいただいております。

平成25年度第3回会議では、千葉市の公民館のアンケート調査結果を報告し、公民館が利用されるために必要な取り組みとして、「魅力的な講座の開催」が最も求められていること、公民館に期待することとして、「講座等で参加者同士が交流する機会を積極的に設けること」、「活動について気軽に相談できる窓口を設け、資料やボランティア情報を提供すること」が強く求められていることなどを説明いたしました。

また、機能の充実を効果的に実現するための管理運営主体を検証するため、市と教育振興財団とのそれぞれの比較を行い、教育振興財団の方が優位であると考えられることを説明いたしました。

さらに、公民館の地域管理について、運営を地域住民に担ってもらうことの効果として、地域の課題解決の的確な把握とその解決のための講座の開催が可能となること、課題として、公共サービスとして施設管理や講座開催などの管理運営を行うためには安定的・継続的に活動できる体制が必要であることを説明いたしました。

これに対しては、「指定管理者制度の導入には賛成である。すでに導入した施設は、利用者が増加する、広報が洗練される等メリットがデメリットを大きく上回っているように見受けられる。非公募で教育振興財団を指定する点も安心である。」「地域が公民館の指定管理者として指定を受けることは、非常に難しいと思う。」「公民館は直営でやっていくべきである。」等の意見をいただいております。

第6回目会議となる平成26年度第1回会議では、今後の公民館のあり方として、「多様化する生涯学習ニーズへの的確な対応」、「地域交流拠点施設としての機能拡大」、「地域管理の導入」などにより、より魅力的で市民に利用される施設である「地域の総合交流拠点」として、地域のコア施設としての使命を果たしていく、また、地域管理について、施設のハード面や経理等の管理は教育振興財団が担い、主催事業の企画運営等ソフト面は地域が主体で、財団との協働により取り組むことについて説明いたしました。

これに対しては、「生涯学習機能の充実という点、公民館を時代に合わせた市民のための施設としていくという点、その2つの理由から、指定管理者制度を導入して、よりよい管理運営を進めるのがよいのではないか。」「これまでに市が指定管理者制度を導入した事例では、利用者数の増加、要求水準以上の事業展開等、実績が上がっている施設もあることから、指定管理者制度の導入には基本的に賛成である。」「職員が現在は3人体制という事情があり、なかなか主催事業を積極的に展開していくとはいかないわけで、そこで指定管理者として教育振興財団を想定した場合、民間よりも大きなメリットがあると思う。」「既に指定管理を導入しているコミュニティセンターでは、団体からいろいろな提案をした場合に、その場で答えをもらえないことが多く、時間がかかる。公民館の場合もスムーズにいくのか少し気になる。」「公民館は『古くて、お年寄りが多くて、堅苦しい』という印象を払拭できるような方策を考えていただきたい。若い人からお年寄りまで使いやすい施設にしてほしい。」「公民館に社会教育主事若しくは教育に関する資格を持つ人をどんどん配置して欲しい。」「設備の経年劣化、職員の感じの悪さにより、公民館は使いにくい施設になっている。指定管理者に賛成とも反対ともいえないが、市民に使いやすい施設になってほしい。」「地方教育行政法第30条により、学校と並んで教育機関として位置づけられている公民館・図書館・博物館の管理主体は教育委員会であり、個別法優先の原理からいっても、地方自治法上の指定管理者制度をとることはできないと考える。」「『指定管理者の選定は公募の方法によることを原則とする』という千葉市の方針のもとでは、今回は非公募であっても5年後も非公募とする見通しはないのではないか。」「千葉市公民館が条例で無料を規定しているのは、全国的に誇るべきものである。」「地域管理については、教育振興財団による指定管理をまず導入して、運営しながら、公民館業務の中で、ここは地域ができるなという部分に取り入れていかないと、難しいものがあると思う。」「地域管理について、施設のハード面の管理まで地域に任せてしまうと、地域にとって負担が大きいのと思う。」「公民館を基軸として、地域の施設の再編成を進めてほしい。」などの意見をいただいております。

他にもさまざまなご意見をいただいておりますが、時間の関係上、全部をご紹介できないことをおわび申し上げます。

以上が今までの経緯です。続いて、資料2「公民館への指定管理者制度の導入について」説明いたします。

左上「1 現状と課題」をご覧ください。「(1) 本市の公民館の現状」でございます。「ア」のとおり、利用者数(図書室を除く)、講座数、図書貸出冊数等は、長期的には減少傾向にあります。「イ 管理運営費の減少傾向」です。全体的に減少傾向であり、特に報償費・図書費・消耗品費・修繕費は減少幅が大きく、十分な管理運営ができない状況にあります。「ウ」といたしまして、異動を前提とした市の人事制度及び少人数の職場であることから、公民館に専門職員の配置や社会教育主事等の資格を取得させることが難しい。「エ」といたしまして、古い施設が多く、施設の老朽化がかなり進んでいます。

「(2) 課題(公民館を取り巻く状況)」の説明に移らせていただきます。

「ア 時代の変遷による生涯学習ニーズの多様化」急速に変化・多様化する現代社会において、多岐にわたる生涯学習ニーズに対応する必要があります。

「イ 地域コミュニティの希薄化」住民同士のつながりの希薄化、地域団体役員の高齢化・固定化等が進んでおり、地域課題の解決を担う人材の育成や、地域の関係者が幅広く参加協働できる仕組みづくりが求められている。

「ウ 厳しい財政状況」市債の返済のピークと市税の大幅な減収が重なるという危機的な状況は、徹底した行財政改革により脱したものの、公債費の高止まりのほか、生活保護費や介護・子育ての分野などでの扶助費の増加等により引き続き厳しい財政状況にある。

続いて、「2 今後の方向性」でございます。

幅広い市民の多様な利用に供する、より魅力的な「地域の総合交流拠点」として位置づけ、地域を結ぶ地域の拠点施設としての使命を果たすため、社会教育施設として、さらなる機能向上を図りたい。

予算の減少傾向のなか、とりまく課題に対応するため、効率的な管理運営手法の活用を図りたい。

まとめると、次の3点になります。「(1) 効率的な管理運営手法の活用」、「(2) 多様化する生涯学習ニーズへの対応」、「(3) 社会教育の手法による地域コミュニティの活性化」。

なお、有料化につきましては、公平性の観点や有料化した場合の影響など、様々な視点から、慎重に判断すべきものと考えます。

次に、右上の「3 指定管理者制度の導入について」の「基本施策」について説明いたします。

多様化する生涯学習ニーズに対応し、社会教育により地域コミュニティを活性化するためには、効率的な管理運営手法を活用するため、下記のとおり指定管理者制度を導入する。

「1」として、指定管理者制度(非公募)を導入し、教育振興財団を指定管理予定候補者とする。

「2」として、指定管理者制度導入後、公民館運営の透明性や公平性が確保でき、対象地域の合意形成等の条件が整った地域をモデルに、「地域参画」を導入する。地域

課題や現代的課題を解決するための講座やイベントの企画立案等に地域住民が参画し、その活動の成果を地域に還元するものです。

続いてその下の「指定管理者制度導入のメリット」について説明いたします。体系図に沿って説明いたします。まず、図の左をご覧ください。「人々がまなび、集まり、地域の絆をつくる公民館へ～」をキーワードとしております。

その次の段に移ります。「柔軟な職員配置による管理運営費の再配分」ですが、サービスの向上を目指し、業務内容に応じた柔軟な職員配置により管理運営費を再配分し、十年間で大幅に減少した修繕料・消耗品費・図書費・報償費等を増額します。これにより、経年劣化に歯止めをかけ快適な施設環境を確保するとともに、公民館図書室の蔵書の充実、市民ニーズに対応した魅力的な講座の充実などが図られます。

「職員の継続性・専門性の向上」ですが、すべての職員が教育分野に携わることで、人事異動があっても同様の業務に継続して従事することにより経験やノウハウを蓄積することが可能となるとともに、社会教育主事等の資格の取得や研修の受講を積極的に行うことが可能となることから、職員の継続性・専門性の向上が可能となります。これにより、地域のニーズや課題を把握するスキルや、地域課題解決に向けた地域づくりのスキルが向上するため、講座の充実、子どもの居場所機能の充実、地域の絆づくりの推進が図られます。

「生涯学習センターとの連携について」本市の生涯学習の中核施設である生涯学習センターと連携し、生涯学習広場における生涯学習相談、ちば生涯学習ボランティアセンターにおけるボランティア相談のノウハウの活用により、公民館でも学習相談・ボランティア相談を受け付け、市民の求める情報を提供し、学習活動の活性化が図られる。また、これまで生涯学習センターで教育振興財団が培ってきた大学、企業、NPO法人等との豊富なネットワークを活用し、企業等との連携講座を公民館でも開催することにより、多様で専門的な講座を求めるニーズへの対応を図る。

さらに、全市的に施策として実施している講座等を、公民館本部が一元化して企画することにより、講座の実施を効率的に行うことができる。

以上で説明を終わります。

(西川議長) ただいま、事務局から社会教育委員会議における6回の公民館に関する審議経過と、公民館の指定管理者制度の導入についての説明がありました。本会議としては、指定管理者制度の導入について、両論あるかと思われませんが、合わせて意見書という形でこの会議をまとめたいて考えておりますので、質問やご意見がありましたらよろしく申し上げます。

(小川委員) 資料2「(1)本市の公民館の現状」についてですが、講座件数と延受講者数は、説明にあったとおり平成16年度と26年度の比較では大幅に減っておりますが、この原因は、やはり報償費の減少傾向によるものですか。

(増岡生涯学習振興課長) やはり報償費の減少傾向は大きな要因です。そのような中でもボランティアで引き受けてくださる講師を探すなど、各公民館の努力により激減は免れておりますが、厳しい状況です。

(小川委員) 指定管理者制度が導入されると、その状況が改善されると考えてよろしいのですか。

(増岡生涯学習振興課長) 今回の指定管理者制度導入の主たる目的は、サービスの向上であり、この点は、まず最重点課題として考えなければならないところです。そこで、右側体系図にございますように、「柔軟な職員配置による管理運営費の再配分」これにより確保できた費用により、講座の充実、図書資料の購入、施設の修繕などに振り分けていくことを考えております。

(大崎生涯学習部長) 補足いたします。確かに平成16年度と26年度を比較すると講座数、延受講者数とも大幅に減少しております。一つの要因として、予算の減少があります。非常に厳しい財政状況で教育関係予算も限られており、公民館も含めそのしわ寄せがきているという状況でございます。

そのような中で、地域の皆様に講座の講師をボランティアでお願いするなどしておりますが、地域課題の解決に資する講座を十分に展開できていないところがございます。

公民館職員も努力しているところですが、直営ですとどうしても3年から4年で異動してしまうということで、なかなか地域との連携ができない。連携ができてきたと思うと次の場所に移動してしまうということで、地域の需要にこたえられるような魅力的な講座の展開がだんだんできなくなってきたということも延受講者数の減少につながっているのではないかと認識しております。

仮に指定管理者制度の導入ができるのであれば、これを解決するために全体の教育予算は維持した中で、公民館の運営費の多くを占める人件費を柔軟な職員配置により抑えることで講座の充実、公民館の修繕、図書資料の購入など、地域の皆様の要望の多いところに財源を振り分けていこうと考えているところであります。

(高塚委員) 資料中、「多様化する生涯学習ニーズ」や「多岐にわたる生涯学習ニーズ」とあります。言葉としては分かりますが、どういうものなのでしょう。この「ニーズ」を正しくとらえ、そのうえでどのように市民、地域に働きかけるのか重要ではないか、この根本がきちんとしていけば、指定管理の導入は特に問題とらないと思いますが、逆にこの根本がはっきりしていないと方法論だけの問題となり、うまくいかないのではないかと思います。

(大崎生涯学習部長) 公民館がそもそもどのような施設であるか、という問題であると考えております。法的には社会教育施設として位置付けられている施設であり、本市ではおおよそ中学校区に1館設置しています。その趣旨から考えるに、地域課題の解決、地域人材の育成、学習成果の発表の場など、多世代の学習交流拠点としていかなければならないと考えております。

公民館をあまり使用しない一部の市民の方々からは「サークル活動だけの施設」と認識されているとも聞いておりますが、これからは、ますます小さな子供から高齢者まで多世代に使用してもらえる総合交流の拠点にしていかなければならないと考えております。

(小椋委員) 稲浜公民館について、別館の「あすなろ」を老朽化に伴い解体する話が出ています。子どもたちの音楽活動の練習場所としてとてもよい施設なので建て直してほしいのですが、予算がないので建て直せないということです。取り壊してそのままでは、地域のためになっていないのではないのでしょうか。

また、調理室の給湯器も予算不足で設置してもらえていません。「公民館を地域の交流施設とする」ということですが、老朽化により施設での活動に支障が出ていながら解決されていない状況にあります。この点をどのようにお考えでしょうか。

(増岡生涯学習振興課長) 個別の事項について解決のお約束はできませんが、指定管理者制度導入により管理運営費の再配分により修繕等は改善できると考えております。

「あすなろ」の件につきましては、耐震性に問題があるため、やむをえず解体する予定です。建て直しとなると、資金の再配分だけで対応できる金額ではないので資産経営の観点から難しいところがございます。

解体後の皆さんの活動場所については、新たにオープンする真砂コミュニティセンター、新制度としての学校施設開放、打瀬公民館等の既存施設等のご利用も含め、総合的に地元と話し合いをさせていただきたいと考えております。

(小椋委員) 美浜区には真砂中学校区と高洲中学校区に公民館がない。コミュニティセンターを使えばいいのでしょうかけれども、やはり有料であるし、高齢者にとっては徒歩圏内に活動拠点があつた方が助かります。

学校施設開放について、先日校長先生と話し合った際に出た話ですが、児童と同じ出入口を使用する場合、学校内の直接関係ない部分に足を踏み入れることになるため、個人情報・セキュリティの観点からかなり気にされているようでした。実現するにあたって、この辺りをどうお考えでしょうか。

(大崎生涯学習部長) 市長部局において、市全体として公共施設の見直しを行っています。ご存じのとおり、日本全体の人口減少傾向という背景があり、今までと同じ資産を持ち続けていたのでは維持するために必要な修繕等の予算が確保できないため、総合的に評価を行い、類似施設については統合するという方向性が打ち出されております。

一方、学校については市の資産であり、平成28年度から、土・日、夏休み等の長期休業期間について、原則開放していく方向で検討しております。

学校は原則として教員、児童・生徒の教育施設ですが、現在は、多くの学校で地域の方々が様々な形で関わってくださっておりますので、今後、学校施設開放が定着することによって学校と地域の連携が進むことを期待しております。いずれにしても、地域の方が学校に来て嫌がられるようなことがないように、教育委員会としても支援していきたいと考えております。

(長澤副議長) 本日、皆さんのお手元に第7回公民館フォーラムを配布させていただきました。千葉市公民館を考える会としては、指定管理者制度には、様々な問題があると考え、明確に反対の意思表示をしております。お読みいただきたいと思います。

最初に西川議長からご提案のあった「意見書」について確認したいと思います。社会教育委員会議としては、これから何度か議論を重ねて意見をまとめるのが望ましいと考えます。私は以前から、この件は重要な問題のため、じっくり考え、議論して方向を決めていくことが大事ではないかと考え、教育委員会からの諮問を求めています。もちろん社会教育委員会議として意見書を出すことは大事なことだとは思いますが、ただ、指定管理者制度について、今まで重ねてきた議論と本日の資料は全く異なり、「管理運営費の再配分」など、初めて社会教育委員に提示されたものですから、これからこの資料について議論を深めていく必要があると考えます。ですから、本日の会議1回限りで「意見書」という形でまとめることは難しいと考えます。

(増岡生涯学習振興課長) 今日の議論だけで「意見書」をまとめていただくことが良いとは考えておりません。

(長澤副議長) 私としましては、この議論は事柄の性格として1年かけてもよいくらいの大事なテーマと考えるがいかがでしょうか。

(大崎生涯学習部長) 今、長澤副議長がおっしゃったとおり、我々もこの件は重要な課題と考えております。

それで、社会教育委員会議におきまして、平成24年から「公民館の活性化」「公民館がどうあるべきか」などを含め、公民館のあり方について3年間議論していただいて、本日の資料にあるように多くの意見をいただいております。確かに、指定管理者制度の導入についての具体的な形は本日初めてお示ししたのですが、基本的な考え方については、以前に何度かお示ししていると考えております。

社会教育委員会議の意見表明として、諮問・答申の形も一つの形式と考えますが、今まで3年間議論を重ねてきたことから、この問題についてこのような意見があったということ「意見書」という形でまとめさせていただきたいと考えております。委員のご意見として「指定管理導入に賛成」「直営の維持がよい」など様々な意見があると思われませんが、それらを整理してまとめていきたいと考えております。

その時期についてはこれからの議論によって決まっていくと思われませんが、できるだけ早い段階で取りまとめていただきたいと考えております。

(金田委員) 資料1の審議状況を見る限り、地域管理の問題や人事に関する問題など、今回の指定管理者制度の導入に関する資料と比較しても、今までの議論とそれほど離れたものではないと思われま。

(高塚委員) 私は、今まで数年間社会教育委員会議で審議したので、前回まとめるという結論を得て、平成28年度に指定管理者制度が導入されるものと考えておりました。それが今回まだ審議するのか、という感覚です。何か事情があって議論が差し戻されたものなのでしょうか。

(岩切委員) 高塚委員と同じ意見です。私は平成24年頃の初期の審議には関わっていないのですが、意見が出尽くしているかどうかは分からないが、昨年度時点で既に



議論は煮詰まってきていると感じておりました。今までの議論に課題があるので再度審議するという方向なのでしょうか。

(大崎生涯学習部長) 議論を後戻りさせているつもりはありません。今までの社会教育委員会議の審議を踏まえ、市としても平成27年度に内部的な検討を進めてまいりました。市としても、いつかは方針決定をしなければならない。3年間にわたり、社会教育委員会議で議論された経過については当然尊重しますが、意見の集約をしてきておりませんでした。議論の経過をまとめたものを「意見書」と呼ぶかについては議論があるかも知れませんが、そのようなものをいただきたいということです。

会議として一つの方向性にまとまれば最もよいのですが、様々なご意見をお持ちの方がいらっしゃいますので、このようなご意見があった、ということに記載した上でそれを踏まえて市の方針決定をしていく考えである。実施時期については、この場で申しあげることにはできませんが、できるだけ早く指定管理者制度が導入できるように検討を進めているところです。

(西川議長) 「意見書」という表現をしたが、事務局の説明のとおり、今までの議論をまとめた形のものと考えています。改めて審議が必要な部分も出てきたと思うが、現段階での社会教育委員会議としての意見の取りまとめは必要と考えます。

ただ、継続して検討すべき内容もあるので今後の予定についてどの程度会議が開催できるのか事務局に予定をうかがいたいと思います。

(長澤副議長) 先ほど申しあげたとおり、この指定管理者制度の導入についての素案は、本日初めて社会教育委員に提示されたものです。

例えば、基本施策の公民館47館全体に指定管理者制度を導入したのちにモデル的に「地域参画」を導入するとあるが、その地域団体が新たな指定管理者となるのか、それとも47館の指定管理は継続した状態で地域が参画するのか明確になっていません。

先ほど配布した「公民館フォーラム報告」の最後にまとめておりますが、公民館と地域の関わりについて、12の事例を館長さんから報告いただきました。公民館は住民と共に運営していく施設なので、現時点でも「地域参画」と言えると思います。そもそも、この素案では、指定管理者制度導入と「地域参画」とがどのような関係になるのか疑問です。

また、本日の新しい提案としても一つ「公民館本部」があります。「全市的に施策として実施している講座等については、公民館本部が一元化して企画することにより、講座の実施を効率的に行うことができる。」とありますが、これは、「地域の参画」と矛盾するのではないのでしょうか。地域課題解決は、地域の課題を踏まえて各公民館が行うものであって、公民館本部が一元的に企画するという形式は「多様化する生涯学習ニーズ」とは相容れないと思います。

本日これらを初めて見たことから、時間をかけて議論していくべきだと思います。

(西川議長) 長澤副議長の意見は、素案について今まで議論がされていない部分があるので改めて議論が必要であるとの提案ですが、事務局の今後の開催見通しはいかが

でしょうか。

(増岡生涯学習振興課長) 直近としては、4月中に2回開催していただければと考えております。

なお、「公民館本部」とは、全市的に共通に実施されている講座について効率化するためのものであり、地区公民館独自の取り組みを排除するものではなく、地域課題解決については、今までどおり各公民館で企画し取り組んでもらうこととなります。両者併存してそれぞれの長所を生かしていくこととなります。

「地域参画」については、現在もいくつかの地域団体と協議していますが、能力を見極めながらどの程度まで任せるかを検討しつつ進めていきます。現時点では、講座の企画に参加していただくことを主体に考えています。

なお、仮に指定管理者制度が導入されたとしても社会教育委員会議は継続して開催するので、このあり方についても引き続き議論していただきたいと考えております。

(西川議長) 「意見書」の記述について、例えば、今日の意見として、「地域参画」と「公民館本部」についてこのような意見があった、と記載してください。

4月にも2回開催する予定とのことなので、そこでも同様にしていきたい。

(金田委員) 民間企業出身として意見を述べたいと思います。指定管理者制度の導入には賛成である。理由といたしましては、まず、教育振興財団が生涯学習センターの指定管理を受けているので、運営や講座のノウハウを持っており生涯学習センターを中心として一体となった管理運営が期待できるためです。次に、個人的な感覚としては、民間の方がサービスの向上が図れると思われるためです。役所が運営すると、どうしても利用者をお客様としてサービスや接客を向上させようという感覚に疎くなってしまいう傾向があります。最後に、指定管理に出すことによって、今後外部団体などへ貸し出すなど、施設の貸出しの幅が広がることを期待できると思います。収益改善のため、これには積極的に取り組んでいただきたいと思います。なお、受益者負担については、教育振興財団の経営努力を見ながら考えるべきと考えます。財団に経営努力をさせるためにも、公民館を財団の指定管理にした方がよいと考えます。

(高塚委員) 指定管理者導入後、社会教育主事の配置等はどのように見込んでいるのでしょうか。

(増岡生涯学習振興課長) 「社会教育主事」とは、厳密には市の任命によらなければその役職にはなりません。同様の教育課程を修了した有資格者については、教育振興財団の職員として多く在籍しています。

(大崎生涯学習部長) 社会教育主事資格を取得するには、大学で一定の単位を取得することと、社会教育の実務経験が必要で、さらに40日程度の研修を受けなければなりません。以前は、教育委員会でも社会教育課などで毎年1人程度研修を受講して資格を取得させていましたが、最近では、業務が忙しいことや、全国的に受講者希望者が多いことから国立教育政策研究所で受講ができない状況にあります。

現状では、一部の公民館のほか、生涯学習振興課にも1名社会教育主事が在籍しております。しかしながら、3、4年程度での人事異動がありますので、これから有資格者を育成していくというのは難しい状況にあります。

一方、生涯学習センターでは、社会教育主事の有資格者が多数職員として在籍しているほか、学校教育の専門家として教員免許の資格者も在籍しております。

教育委員会としても、指定管理者制度の導入後も社会教育主事の有資格者を配置してモニタリング等をしっかり行っていく必要があると考えており、教育振興財団においても、社会教育主事の有資格者、教員免許の資格者など教育の専門家が数多く現場に配置できる環境にしていきたいと考えております。

(長澤副議長)「指定管理者制度導入のメリット」として「柔軟な職員配置による管理運営費の再配分」と資料にあります。指定管理者制度導入の目的といえば、市民サービスの向上と経費節減だと思います。予算の総額が変わらないということであれば、人件費削減ということしか財源を確保できないですね。そうなれば、職員の非正規化が進み、職員の継続性・専門性の向上が実現できないのではないのでしょうか。

千葉県では、指定管理者制度について、概ね指定期間は5年間で公募を原則としています。指定管理者制度を導入すると、職員は、5年後公募になり雇用されなくなるかも知れない不安定さを抱えることとなります。

逆に、このような問題が発生しないよう、教育振興財団が有資格者を正規職員として雇用し公民館に配置すると、「運営費の再配分」が実現できるだけの経費節減にはならないのではないのでしょうか。

(小川委員)以前、「指定管理者制度の導入」と「有料化」は審議当初セットだと聞いていましたがどうなったのでしょうか。

(大崎生涯学習部長)確かに、生涯学習センターやコミュニティセンター等、先行して指定管理者制度を導入している施設については、有料化がされています。

しかし、公民館については、この社会教育委員会議における3年間の議論を含め、様々な考え方があります。社会教育施設において料金をとるのがよいのか、一方で、利用していない市民との公平感をどう考えるか、様々な考え方があるため、現時点では指定管理者制度の導入と有料化をセットで考えておりません。ただし、将来的には他都市の状況、市の財政状況等についても考えなければならないので、皆様の意見も参考にしながら慎重に考えていきたいと思っております。

(松波委員)指定管理者制度を導入する、しないに関わらず、利用者にとって使いやすく職員にとって働きやすい環境を最優先していただきたいと思っております。

たとえば、新規移転する真砂コミュニティセンターは、駅から遠く、バスの便も悪い状況にあり、磯辺地区で活動しているサークルは他の活動場所探しを余儀なくされています。できるだけ利用者にとって便利な施設にしていきたいというのが私の要望です。

(岩切委員)指定管理者制度導入には基本的には賛成です。問題点は、この制度が公

民館になじむかどうかです。指定管理者制度については、とてもうまくいった例がある反面、あまりうまくいっていない例も見受けられます。

個人的に関わった範囲では、広報機能の充実、利用者の増加、市民ニーズにきめ細かく対応できる自主事業の展開の可能性などのメリットがあります。

また、職員についても、社会教育主事資格の取得や研修の受講等、資質向上につながる部分もあるので、基本的には賛成です。

あとは、公民館の運営についてこれらのメリットが十分に反映されるかどうか課題となります。事務局としては、できるだけ一般論ではなく、生涯学習センターの事例等を参考にして具体的にこの会議で出た疑問に答えたいと思います。その上で、指定管理者制度が公民館に適しているかどうかこの会議で意見交換していけたら良いのではないかと思います。

(西川議長) 委員の皆様におかれましては、今回事務局から提出された資料を改めて持ち帰って、ご意見があれば次回会議でお寄せいただきたいと思います。

### (3) その他

(西川議長) 事務局からその他連絡をお願いします。

(藤代生涯学習振興課主査) それでは、事務局よりご報告いたします。

本市が加入している社会教育委員連絡協議会の平成 28 年度の動きについてお知らせいたします。

まず、指定都市社会教育委員連絡協議会です。

開催日は、5月27日金曜日に相模原市の小田急ホテルセンチュリー相模大野で開催され、千葉市からは西川議長と事務局職員が出席予定です。

次に千葉県社会教育委員連絡協議会です。

7月14日に美浜区の千葉県総合教育センターで代議員会が開催されます。西川議長と事務局職員が出席予定です。また、毎年11月に開催されます千葉県社会教育振興大会ですが、千葉県で全国大会が開催されますことから、併せて開催いたします。なお、例年、千葉県社会教育振興大会の中で行われる千葉県社会教育委員連絡協議会表彰式ですが、全国大会での表彰は時間の調整が難しく、7月の代議員会で表彰式が行われます。

次に、平成28年度第58回全国社会教育研究大会千葉大会についてお知らせいたします。

資料3の1ページ目をご覧ください。

大会開催日は、平成28年10月26日水曜日から28日金曜日までとなっております。27日(木)の全体会会場は、千葉県文化会館、28日金曜日の分科会会場は、カンデオホテル内のTKPガーデンシティ千葉にて開催いたします。なお、26日水曜日は、全国社会教育委員連合理事会が開催されますことから、社会教育委員の皆様におかれましては、第2日目の27日木曜日の全体会と28日金曜日の分科会にご出席をお願いいたします。

3ページをご覧ください。

第2日目の全体会（案）についてお知らせします。アトラクションは、柏市立柏高等学校吹奏楽部、約180人の演奏で全国の皆様をお出迎えします。

記念講演は、演題は未定ですが、人材育成に力をいれております、オリエンタルランド役員の方に講演をお願いしております。

シンポジウムは、千葉敬愛短期大学学長で千葉市教育委員であります明石要一先生に依頼し、まちづくり・人づくりをテーマに3名のシンポジストの広い視点から、ご意見やご提言をいただく予定です。3名のシンポジストの方については、4ページにご紹介させていただいております。

5ページをご覧ください。

分科会についてお知らせします。人づくり・まちづくりを視点到5つの分科会を構成し、6から8人ほどのグループに分かれ、参画型の分科会を予定しております。また、分科会助言者についても、現在依頼中でございます。5つの分科会の内容については、6ページに案をご紹介させていただいております。

今後も引き続き、実行委員会を開催し、正式に決定してまいります。決定次第またお知らせしたいと思います。

最後に、社会教育委員の皆様には、全国社会教育研究大会千葉大会に係る協賛団体・企業等の協賛広告掲載及び個人協賛協力について、ご協力をいただき、ありがとうございました。

社会教育委員連絡協議会につきましては、以上でございます。

（西川議長） 全国社会教育大会につきまして、委員の皆様にもご出席いただきます。後日、分科会の内容が固まった後は、どの分科会に参加されるかお考えいただきたいと思っております。

また、社会教育委員の皆様のご支援により多くの協賛金が集まりました。この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

以上で本日の会議を終了します。

（閉会）

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 問い合わせ先 | 千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課               |
| 電 話    | 043-245-5954                       |
| ファックス  | 043-245-5992                       |
| 電子メール  | shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp |